

令和8年4月定期試験 筆記試験日割表

四国運輸局

1 期 日 定期試験(筆記)日割表のとおり

2 場 所 四国運輸局 海技試験場(高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館3階)

申請時注意: ①同時に他の受験地での申請・受験は**できません**。
 ②同一の定期試験で複数の試験種別を受験(併科受験)する場合、
 試験種別ごとに申請書を作成し、**同時に提出する**必要があります。

	月 日	曜	試験種別	試験科目			
				午前		午後	
第1日	4月10日	金	一級海技士(通信)	身体 検査	航海一般		/
			二級海技士(通信)		航海一般		
			三級海技士(通信)		航海一般		
			一級海技士(電通)		航海一般		
			二級海技士(電通)		航海一般		
			三級海技士(電通)		航海一般		
			四級海技士(電通)		航海一般		
			六級海技士(航海)	身体	航海	運用	
六級海技士(機関)	機関(その二)	執務一般	機関(その一)				
	4月11日	土	休日				
	4月12日	日	休日				
第2日	4月13日	月	五級海技士(航海)	航海		法規	
			四級海技士(機関)	機関(その一)	執務一般	機関(その三)	
第3日	4月14日	火	五級海技士(航海)	運用		/	
			四級海技士(機関)	機関(その二)			
第4日	4月15日	水	四級海技士(航海)	航海		法規	
			五級海技士(機関)	機関(その一)	執務一般	機関(その三)	
第5日	4月16日	木	四級海技士(航海)	運用		/	
			五級海技士(機関)	機関(その二)			
	4月17日	金	/				
	4月18日	土	休日				
	4月19日	日	休日				
第6日	4月20日	月	三級海技士(航海)	航海		法規	
			三級海技士(機関)	機関(その一)	執務一般	機関(その三)	
第7日	4月21日	火	三級海技士(航海)	運用		/	
			三級海技士(機関)	機関(その二)			
第8日	4月22日	水	二級海技士(航海)	航海		法規	
			二級海技士(機関)	機関(その一)	執務一般		
第9日	4月23日	木	二級海技士(航海)	運用		英語	
			二級海技士(機関)	機関(その二)	機関(その三)		
	4月24日	金	/				
	4月25日	土	休日				
	4月26日	日	休日				
第10日	4月27日	月	一級海技士(航海)	航海		法規	
			一級海技士(機関)	機関(その一)	執務一般		
第11日	4月28日	火	一級海技士(航海)	運用		英語	
			一級海技士(機関)	機関(その二)	機関(その三)		

- (注) (1) 令和8年4月定期試験の試験開始期日は、令和8年4月10日である。
- (2) 4月10日の身体検査は、一級(通信)、二級(通信)及び三級(通信)並びに一級(電通)、二級(電通)、三級(電通)及び四級(電通)の筆記試験の受験者については、午前8時50分から行う。
- (3) 4月10日の身体検査は、六級(航海)及び六級(機関)の筆記試験の受験者については、午後1時15分から(六級の口述試験受験者は除く)行う。
- (4) 「試験種別」欄の「電通」とは、「電子通信」のことをいう。
- (5) 上記(2)及び(3)以外の受験者についての身体検査は、口述試験の開始直前にその都度行う。
- (6) 4月10日の午前に実施する一級(通信)、二級(通信)、三級(通信)、一級(電通)、二級(電通)、三級(電通)及び四級(電通)の筆記試験並びに4月10日の午後に実施する六級(航海)及び六級(機関)の筆記試験は、身体検査終了後に実施する。
- (7) 4月13日の午後に実施する四級(機関)試験、4月15日の午後に実施する五級(機関)試験及び4月20日の午後に実施する三級(機関)試験の機関(その三)は、執務一般終了後午後3時10分から開始する。
- (8) 筆記試験の合格発表日は筆記試験の開始日(4月10日)に掲示する。
- (9) 口述試験の日割表はそれぞれの試験種別の筆記試験合格発表日に掲示する。
- (10) 試験は午前9時から、午後は1時30分から開始する。
試験開始30分前から試験場へ入室可能です。
試験開始15分前から試験に関する注意事項の説明を行いますので、それまでに海技試験場へ入室願います。
- (11) 二級(機関)、三級(機関)、四級(機関)、五級(機関)の試験については、内燃機関試験も併わせて行う。
六級(機関)試験は、内燃機関に限り行う。
- (12) 航海の計算に使用する天測計算表及び運用に使用する天測計算表は貸与する。
- (13) 受験者は、算法の添付のない製図器具、定規、メートル尺、卓上計算機(計算の方法等がプログラムできないものに限る。)又は計算尺、鉛筆、消しゴム、小刀及び指定された図書以外の物を試験場に持参することはできない。
- (14) 英語の試験及び執務一般(英語)の試験には、コンサイズ程度の英和辞典1冊及び次のうちの辞典1冊の計2冊の辞書を持参してもよい。
- | | | | | | |
|----------------|--------------|------|------------------|--------|------|
| ・「英和・和英船舶用語辞典」 | 東京商船大学編 | 成山堂刊 | ・「航海用語辞典」 | 四之宮 博編 | 成山堂刊 |
| ・「英和海事用語辞典」 | 神戸商船大学編 | 海文堂刊 | ・「最新英和航海用語辞典」 | 桜井広喜編 | 海文堂刊 |
| ・「最新船舶機関用語集」 | 田村正衛編 | 海文堂刊 | ・「英和・和英機関用語辞典」 | 升田政和編 | 成山堂刊 |
| ・「海洋航海用語辞典」 | 四之宮 博編 | 成山堂刊 | ・「和英・英和総合海事用語辞典」 | | |
| ・「英和船舶機関用語辞典」 | 商船高専機関英語研究会編 | 海文堂刊 | 総合海事用語辞典編集委員会編 | | 海文堂刊 |
- (15) 口述試験には次の図書を持参してもよい。
・「海技試験六法」 成山堂刊 ・「海事六法」 海文堂刊
- (16) 試験申請書の提出期間は、**令和8年3月6日(金)から令和8年3月26日(木)**までである。
※ただし、学科試験のうち併科試験の無い口述試験のみ申請する者にあつては、**令和8年4月9日(木)**までである。
※郵送申請の場合は、切手を貼った返信用封筒を提出すること。なお、郵送申請の場合は、消印日有効とする。
※受験申請書は、四国運輸局船員労働環境・海技資格課(〒760-0019 高松市サンプォート3-33 高松サンプォート合同庁舎南館3階)に提出すること。
- (17) 口述日程等の電話等での照会には応じられない。
- (18) 4月定期試験においては、三級当直限定試験は実施しない。